

# 四半期報告書

(第107期第2四半期)

株式会社 山梨中央銀行

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	4
3 【関係会社の状況】 .....	4
4 【従業員の状況】 .....	4
第2 【事業の状況】 .....	5
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	5
2 【事業等のリスク】 .....	5
3 【経営上の重要な契約等】 .....	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	19
第4 【提出会社の状況】 .....	20
1 【株式等の状況】 .....	20
2 【株価の推移】 .....	23
3 【役員の状況】 .....	23
第5 【経理の状況】 .....	24
1 【中間連結財務諸表】 .....	25
2 【その他】 .....	61
3 【中間財務諸表】 .....	62
4 【その他】 .....	82
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	83

中間監査報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月24日

【四半期会計期間】 第107期 第2四半期  
(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社 山梨中央銀行

【英訳名】 The Yamanashi Chuo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 芦澤敏久

【本店の所在の場所】 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

【電話番号】 055(233)2111(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 関光良

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号  
株式会社 山梨中央銀行東京支店

【電話番号】 03(3256)3131(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役東京支店長 加藤正

【縦覧に供する場所】 株式会社 山梨中央銀行東京支店  
(東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号)  
株式会社 東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

#### (1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成19年度	平成20年度
		(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	32,209	29,892	28,628	67,206	60,333
連結経常利益	百万円	7,552	5,301	3,087	8,363	7,383
連結中間純利益	百万円	3,631	3,384	1,794	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	4,252	5,774
連結純資産額	百万円	177,328	154,821	158,199	161,799	146,722
連結総資産額	百万円	2,597,553	2,592,712	2,632,836	2,602,302	2,605,532
1株当たり純資産額	円	957.96	837.41	855.68	874.47	793.66
1株当たり中間純利益金額	円	19.68	18.35	9.73	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	23.04	31.31
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	6.80	5.95	5.98	6.19	5.61
連結自己資本比率(国内基準)	%	12.44	13.48	14.56	13.11	14.20
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	31,901	40,219	829	29,565	137,248
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 33,942	△ 54,540	△ 76,175	△ 21,584	△ 66,253
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 671	△ 483	△ 561	△ 1,151	△ 1,102
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	49,656	44,342	53,096	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	59,142	129,018
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,625 [634]	1,624 [688]	1,670 [743]	1,543 [657]	1,589 [692]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
 2 「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載していません。  
 3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載してあります。  
 4 「自己資本比率」は、(中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)少数株主持分)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。  
 5 「連結自己資本比率」は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。  
 6 平成20年度中間連結会計期間及び平成21年度中間連結会計期間の「平均臨時従業員数」は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第105期中	第106期中	第107期中	第105期	第106期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	29,160	26,648	25,470	60,939	53,710
経常利益	百万円	7,659	5,384	2,341	8,750	6,063
中間純利益	百万円	3,938	3,377	1,123	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	4,678	6,021
資本金	百万円	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400
発行済株式総数	千株	189,915	189,915	189,915	189,915	189,915
純資産額	百万円	176,685	154,572	157,393	161,421	146,652
総資産額	百万円	2,596,896	2,593,131	2,634,692	2,602,032	2,606,822
預金残高	百万円	2,232,606	2,282,056	2,296,275	2,263,480	2,300,516
貸出金残高	百万円	1,448,655	1,524,658	1,464,442	1,542,584	1,543,405
有価証券残高	百万円	907,198	906,068	982,198	870,502	894,711
1株当たり純資産額	円	957.68	838.11	854.07	875.08	795.72
1株当たり中間純利益金額	円	21.34	18.31	6.09	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	25.35	32.65
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	2.50	3.00	3.00	5.00	6.00
自己資本比率	%	6.80	5.96	5.97	6.20	5.62
単体自己資本比率(国内基準)	%	12.45	13.51	14.47	13.11	14.23
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,550 [582]	1,555 [626]	1,605 [675]	1,473 [601]	1,521 [630]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4 「自己資本比率」は、中間期末(期末)純資産の部合計を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

5 「単体自己資本比率」は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

6 平成20年9月及び平成21年9月の「平均臨時従業員数」は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	1,670 [743]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、執行役員8人及び海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員746人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	1,605 [675]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、執行役員8人及び海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員678人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

### 2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

平成21年度第2四半期連結会計期間のわが国経済は、輸出や生産で持ち直しの動きを強めましたが、設備投資では抑制姿勢が継続し、個人消費も雇用情勢の悪化を背景に低迷が続くなど、まだら模様で推移しました。

当行グループの主たる営業基盤である山梨県経済をみますと、生産は機械工業を中心に回復の動きが広がりましたが、設備投資に改善はみられず、個人消費も不振が続くなど、総じて低調に推移しました。

当第2四半期連結会計期間の経営成績について、経常収益は貸出金利息の減少などにより、前年同期比4億73百万円減少し139億81百万円となりました。

経常利益は、預金利息の減少などにより経常費用が同1億38百万円減少したことから、同3億34百万円減少し3億48百万円となりました。

四半期純利益は、法人税等合計の減少などにより同47百万円減少し、3億75百万円となりました。

主要勘定の増減について、預金は、公金預金の減少などにより、第1四半期末比256億円減少し2兆2,954億円となりました。

貸出金は、大企業向け貸出の減少などにより、同539億円減少し、1兆4,525億円となりました。

有価証券は、同204億円増加し、9,819億円となりました。



事業の種類別セグメントの業績について、銀行業の経常収益は、資金運用収益の減少などにより、前年同期比5億2百万円減少し、124億50百万円となりました。経常利益は、貸倒引当金繰入額が増加したことなどから同6億27百万円減少し3億63百万円となりました。

リース業の経常収益は、リース料収入の減少などにより、同1億9百万円減少し、15億62百万円となりました。経常利益は、リース原価の減少などにより、同2億89百万円増加し、32百万円となりました。

その他の事業の経常収益は、同10百万円減少し、2億98百万円、経常利益は、同90百万円増加し、15百万円となりました。

## 国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は、貸出金利息の減少などにより、前年同期比1億87百万円減少し89億24百万円となりました。

役務取引等収支は、為替業務手数料の減少などにより、前年同期比8百万円減少し、14億72百万円となりました。

その他業務収支は、国債等債券売却損の減少などにより、前年同期比4億37百万円増加し、1億58百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	9,041	69	—	9,111
	当第2四半期連結会計期間	8,906	17	—	8,924
うち資金運用 収益	前第2四半期連結会計期間	10,731	385	36	11,079
	当第2四半期連結会計期間	9,945	68	19	9,995
うち資金調達 費用	前第2四半期連結会計期間	1,689	315	36	1,968
	当第2四半期連結会計期間	1,039	50	19	1,071
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	1,471	9	—	1,480
	当第2四半期連結会計期間	1,463	8	—	1,472
うち役務取引等 収益	前第2四半期連結会計期間	1,891	17	—	1,909
	当第2四半期連結会計期間	1,885	16	—	1,902
うち役務取引等 費用	前第2四半期連結会計期間	420	7	—	428
	当第2四半期連結会計期間	422	7	—	430
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	△ 313	34	—	△ 279
	当第2四半期連結会計期間	130	28	—	158
うちその他業務 収益	前第2四半期連結会計期間	1,384	34	—	1,419
	当第2四半期連結会計期間	1,498	28	—	1,526
うちその他業務 費用	前第2四半期連結会計期間	1,698	—	—	1,698
	当第2四半期連結会計期間	1,368	—	—	1,368

(注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額(△)」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借取引の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益は、為替業務手数料の減少を主因に、前年同期比6百万円減少し19億2百万円となりました。

役務取引等費用は、ほぼ前年並みの4億30百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	1,891	17	1,909
	当第2四半期連結会計期間	1,885	16	1,902
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	685	—	685
	当第2四半期連結会計期間	683	—	683
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	597	17	614
	当第2四半期連結会計期間	554	16	570
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	207	—	207
	当第2四半期連結会計期間	189	—	189
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	153	—	153
	当第2四半期連結会計期間	216	—	216
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	57	—	57
	当第2四半期連結会計期間	57	—	57
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	83	0	84
	当第2四半期連結会計期間	73	0	73
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	420	7	428
	当第2四半期連結会計期間	422	7	430
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	170	6	176
	当第2四半期連結会計期間	173	6	180

(注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額については、該当ありません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成20年9月30日	2,274,643	6,497	2,281,141
	平成21年9月30日	2,291,085	4,369	2,295,454
うち流動性預金	平成20年9月30日	1,164,881	—	1,164,881
	平成21年9月30日	1,179,384	—	1,179,384
うち定期性預金	平成20年9月30日	1,074,830	—	1,074,830
	平成21年9月30日	1,090,495	—	1,090,495
うちその他	平成20年9月30日	34,932	6,497	41,429
	平成21年9月30日	21,205	4,369	25,575
譲渡性預金	平成20年9月30日	106,185	—	106,185
	平成21年9月30日	139,165	—	139,165
総合計	平成20年9月30日	2,380,829	6,497	2,387,326
	平成21年9月30日	2,430,250	4,369	2,434,619

- (注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。  
 ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
- 2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金  
 定期性預金＝定期預金＋定期積金
- 3 相殺消去額については、該当ありません。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,512,464	100.00
製造業	146,206	9.67
農業	1,115	0.07
林業	170	0.01
漁業	13	0.00
鉱業	2,159	0.14
建設業	67,265	4.45
電気・ガス・熱供給・水道業	34,263	2.27
情報通信業	13,733	0.91
運輸業	43,606	2.88
卸売・小売業	139,908	9.25
金融・保険業	62,421	4.13
不動産業	179,458	11.86
各種サービス業	187,288	12.38
国・地方公共団体	231,967	15.34
その他	402,887	26.64
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	1,512,464	—

業種別	平成21年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,452,524	100.00
製造業	162,289	11.17
農業、林業	1,225	0.08
漁業	12	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	2,170	0.15
建設業	50,927	3.51
電気・ガス・熱供給・水道業	34,306	2.36
情報通信業	19,062	1.31
運輸業、郵便業	61,393	4.23
卸売業、小売業	132,359	9.11
金融業、保険業	48,876	3.37
不動産業、物品賃貸業	201,889	13.90
その他のサービス業	147,463	10.15
国・地方公共団体	194,661	13.40
その他	395,886	27.26
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	1,452,524	—

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	20,904	20,160	△ 744
経費(除く臨時処理分)	13,657	14,332	675
人件費	7,446	7,421	△ 25
物件費	5,472	6,075	603
税金	738	835	97
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	7,246	5,828	△ 1,418
一般貸倒引当金繰入額	105	△ 837	△ 942
業務純益	7,140	6,665	△ 475
うち債券関係損益	△ 205	△ 422	△ 217
臨時損益	△ 1,756	△ 4,324	△ 2,568
株式関係損益	△ 691	△ 549	142
不良債権処理損失	734	4,017	3,283
貸出金償却	10	1	△ 9
個別貸倒引当金繰入額	613	3,724	3,111
債権売却損	52	148	96
その他	57	142	85
その他臨時損益	△ 330	242	572
経常利益	5,384	2,341	△ 3,043
特別損益	△ 115	△ 78	37
うち固定資産処分損益	△ 120	△ 75	45
うち減損損失	4	25	21
税引前中間純利益	5,268	2,263	△ 3,005
法人税、住民税及び事業税	1,673	800	△ 873
法人税等調整額	217	340	123
法人税等合計	1,891	1,140	△ 751
中間純利益	3,377	1,123	△ 2,254

(注) 1 業務粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 「臨時損益」とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

5 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.74	1.60	△ 0.14
(イ) 貸出金利回	2.08	1.91	△ 0.17
(ロ) 有価証券利回	1.32	1.27	△ 0.05
(2) 資金調達原価 ②	1.39	1.33	△ 0.06
(イ) 預金等利回	0.27	0.17	△ 0.10
(ロ) 外部負債利回	0.58	0.09	△ 0.49
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.35	0.27	△ 0.08

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	9.14	7.64	△ 1.50
業務純益ベース	9.01	8.74	△ 0.27
中間純利益ベース	4.26	1.47	△ 2.79

## 4 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	2,282,056	2,296,275	14,219
預金(平残)	2,260,406	2,293,084	32,678
貸出金(末残)	1,524,658	1,464,442	△ 60,216
貸出金(平残)	1,523,155	1,490,769	△ 32,386

### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,704,683	1,737,154	32,471
法人	440,465	436,371	△ 4,094
その他	136,907	122,748	△ 14,159
合計	2,282,056	2,296,275	14,219

(注) 1 譲渡性預金を除いております。

2 「その他」は、公金、金融機関等であります。

## (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	395,024	389,167	△ 5,857
住宅ローン残高	371,740	367,979	△ 3,761
その他ローン残高	23,283	21,187	△ 2,096

## (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	918,837	874,982	△ 43,855
総貸出金残高	② 百万円	1,524,658	1,464,442	△ 60,216
中小企業等貸出金比率	①/② %	60.26	59.74	△ 0.52
中小企業等貸出先件数	③ 件	69,647	67,207	△ 2,440
総貸出先件数	④ 件	69,967	67,532	△ 2,435
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.54	99.51	△ 0.03

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

## 5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

## ○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	11	72	8	28
保証	2,205	10,102	1,984	8,818
計	2,216	10,175	1,992	8,847



(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	15,400	15,400
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	8,295	8,307
	利益剰余金	117,823	120,902
	自己株式(△)	2,419	2,504
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	553	552
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	377	508
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	138,924	142,061
	補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		—	—
一般貸倒引当金		9,050	8,614
負債性資本調達手段等		—	—
うち永久劣後債務(注2)		—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		—	—
計	9,050	8,614	
うち自己資本への算入額 (B)	6,741	6,364	
控除項目	控除項目(注4) (C)	234	141
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	145,430	148,283
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	976,009	917,508
	オフ・バランス取引等項目	15,156	13,820
	信用リスク・アセットの額 (E)	991,165	931,328
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)/8% (F)	87,410	86,961
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	6,992	6,956
計(E)+(F) (H)	1,078,576	1,018,290	
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		13.48	14.56
(参考)Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		12.88	13.95

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	15,400	15,400
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	8,287	8,287
	その他資本剰余金	8	19
	利益準備金	9,405	9,405
	その他利益剰余金	108,550	111,211
	その他	—	—
	自己株式(△)	2,419	2,504
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	553	552
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	138,678	141,266
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—
補完的項目 (Tier 2)	一般貸倒引当金	6,537	5,290
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
	計	6,537	5,290
	うち自己資本への算入額 (B)	6,537	5,290
控除項目	控除項目(注4) (C)	73	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	145,141	146,556
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	973,662	914,349
	オフ・バランス取引等項目	15,156	13,820
	信用リスク・アセットの額 (E)	988,819	928,169
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)/8% (F)	85,295	84,550
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	6,823	6,764
	計(E)+(F) (H)	1,074,114	1,012,719
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		13.51	14.47
(参考)Tier 1比率=A/H×100(%)		12.91	13.94

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	28,745	28,420
危険債権	47,228	35,919
要管理債権	10,179	2,325
正常債権	1,454,691	1,411,316

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は、以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

貸出金が539億円減少しましたが、預金・譲渡性預金が277億円減少し、またコールローン等が450億円、預け金（日銀預け金を除く）が299億円それぞれ増加したことなどから、514億円のキャッシュ・アウト（前年同期は90億円のキャッシュ・イン）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券の取得を428億円行い、償還・売却が245億円あったことなどから、205億円のキャッシュ・アウト（前年同期は126億円のキャッシュ・アウト）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

自己株式の取得により3百万円のキャッシュ・アウト（前年同期は11百万円のキャッシュ・アウト）となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の第2四半期末残高は、530億円（第1四半期末比720億円減少）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じたものはありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	398,000,000
計	398,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	189,915,000	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	189,915,000	同左	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年9月30日	—	189,915	—	15,400,000	—	8,287,374

## (5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	8,962	4.71
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	7,770	4.09
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	6,047	3.18
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	5,600	2.94
山梨中央銀行職員持株会	山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号	4,778	2.51
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	4,328	2.27
株式会社常陽銀行 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	茨城県水戸市南町二丁目5番5号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	3,217	1.69
富国生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	3,000	1.57
学校法人帝京大学	東京都板橋区加賀二丁目11番1号	2,977	1.56
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,823	1.48
計	—	49,503	26.06

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 7,770千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 2,823千株

2 当行は、平成21年9月30日現在、自己株式を5,629千株(2.96%)保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成16年11月15日付で大量保有報告書の提出があり、平成16年10月31日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当行として当第2四半期会計期間末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	8,962	4.72
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,081	1.10
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	27	0.01
三菱UFJセキュリティーズ インターナショナル	6 Broadgate, London EC2M 2AA, United Kingdom	330	0.17
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	154	0.08
計	—	11,554	6.08



4 Platinum Investment Management Limitedから、平成19年12月7日付で大量保有報告書の提出があり、平成19年12月3日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当行として当第2四半期会計期間末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
Platinum Investment Management Limited	Level 8,7 Macquarie Place, Sydney NSW 2000, Australia	8,760	4.61

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,629,000	—	単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 182,801,000	182,801	同 上
単元未満株式	普通株式 1,485,000	—	1単元(1,000株)未満の株式 であります。
発行済株式総数	189,915,000	—	—
総株主の議決権	—	182,801	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式549株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 山梨中央銀行	甲府市丸の内 一丁目20番8号	5,629,000	—	5,629,000	2.96
計	—	5,629,000	—	5,629,000	2.96

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	542	509	534	534	510	506
最低(円)	467	475	487	480	488	416

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表については、監査法人トーマツによる中間監査を受け、当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

なお、従来から当行が監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツに名称変更しております。

1 【中間連結財務諸表】  
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	44,573	83,306	129,280
コールローン及び買入手形	89,093	76,254	2,017
買入金銭債権	15,547	9,344	9,382
商品有価証券	142	22	92
有価証券	※1, ※7, ※11 904,749	※1, ※7, ※11 981,991	※1, ※7, ※11 893,464
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※9 1,512,464	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※9 1,452,524	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※9 1,532,315
外国為替	※6 641	※6 540	※6 361
その他資産	※7, ※8 21,539	※7, ※8 20,942	※7, ※8 22,277
有形固定資産	※10 26,850	※10 27,151	※10 27,995
無形固定資産	1,989	4,588	2,743
繰延税金資産	7,084	2,241	9,226
支払承諾見返	10,175	8,847	9,883
貸倒引当金	△42,138	△34,921	△33,509
<b>資産の部合計</b>	<b>2,592,712</b>	<b>2,632,836</b>	<b>2,605,532</b>
<b>負債の部</b>			
預金	※7 2,281,141	※7 2,295,454	※7 2,299,839
譲渡性預金	106,185	139,165	112,456
コールマネー及び売渡手形	12,283	7,090	※7 11,591
借入金	※7, ※8 1,342	※7, ※8 864	※7, ※8 901
外国為替	217	78	98
その他負債	18,264	14,982	15,683
役員賞与引当金	15	15	22
退職給付引当金	7,199	7,080	7,141
役員退職慰労引当金	575	419	616
睡眠預金払戻損失引当金	323	365	355
偶発損失引当金	166	273	220
支払承諾	10,175	8,847	9,883
<b>負債の部合計</b>	<b>2,437,891</b>	<b>2,474,637</b>	<b>2,458,810</b>
<b>純資産の部</b>			
資本金	15,400	15,400	15,400
資本剰余金	8,295	8,307	8,307
利益剰余金	117,823	120,902	119,660
自己株式	△2,419	△2,504	△2,497
<b>株主資本合計</b>	<b>139,099</b>	<b>142,105</b>	<b>140,870</b>
その他有価証券評価差額金	15,341	15,586	5,402
繰延ヘッジ損益	1	△0	△0
評価・換算差額等合計	15,343	15,585	5,402
少数株主持分	377	508	450
<b>純資産の部合計</b>	<b>154,821</b>	<b>158,199</b>	<b>146,722</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,592,712</b>	<b>2,632,836</b>	<b>2,605,532</b>

## (2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
経常収益	29,892	28,628	60,333
資金運用収益	22,539	20,438	44,165
(うち貸出金利息)	15,848	14,275	31,406
(うち有価証券利息配当金)	5,958	6,031	11,886
役務取引等収益	3,841	3,733	7,386
その他業務収益	2,999	2,957	6,944
その他経常収益	※1 510	※1 1,498	※1 1,838
経常費用	24,590	25,541	52,950
資金調達費用	3,862	2,191	6,655
(うち預金利息)	3,013	1,881	5,389
役務取引等費用	850	855	1,706
その他業務費用	3,037	2,994	※2 10,002
営業経費	14,090	14,834	28,578
その他経常費用	※3 2,750	※3 4,664	※3 6,007
経常利益	5,301	3,087	7,383
特別利益	11	26	126
収用補償金	5	15	40
償却債権取立益	5	11	23
その他の特別利益	0	—	62
特別損失	124	101	177
固定資産処分損	120	75	166
減損損失	4	25	4
その他の特別損失	—	—	7
税金等調整前中間純利益	5,187	3,011	7,331
法人税、住民税及び事業税	1,723	876	260
法人税等調整額	177	282	1,323
法人税等合計	1,900	1,158	1,583
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△97	58	△26
中間純利益	3,384	1,794	5,774

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
<b>株主資本</b>			
資本金			
前期末残高	15,400	15,400	15,400
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	15,400	15,400	15,400
資本剰余金			
前期末残高	8,294	8,307	8,294
当中間期変動額			
自己株式の処分	1	0	12
当中間期変動額合計	1	0	12
当中間期末残高	8,295	8,307	8,307
利益剰余金			
前期末残高	114,900	119,660	114,900
当中間期変動額			
剰余金の配当	△461	△552	△1,014
中間純利益	3,384	1,794	5,774
当中間期変動額合計	2,923	1,241	4,760
当中間期末残高	117,823	120,902	119,660
自己株式			
前期末残高	△2,397	△2,497	△2,397
当中間期変動額			
自己株式の取得	△26	△8	△175
自己株式の処分	4	1	75
当中間期変動額合計	△22	△7	△99
当中間期末残高	△2,419	△2,504	△2,497
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	136,196	140,870	136,196
当中間期変動額			
剰余金の配当	△461	△552	△1,014
中間純利益	3,384	1,794	5,774
自己株式の取得	△26	△8	△175
自己株式の処分	6	1	88
当中間期変動額合計	2,902	1,235	4,673
当中間期末残高	139,099	142,105	140,870

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	25,112	5,402	25,112
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△9,770	10,183	△19,709
当中間期変動額合計	△9,770	10,183	△19,709
当中間期末残高	15,341	15,586	5,402
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△0	△0	△0
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2	△0	0
当中間期変動額合計	2	△0	0
当中間期末残高	1	△0	△0
評価・換算差額等合計			
前期末残高	25,111	5,402	25,111
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△9,768	10,182	△19,709
当中間期変動額合計	△9,768	10,182	△19,709
当中間期末残高	15,343	15,585	5,402
少数株主持分			
前期末残高	490	450	490
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△112	58	△40
当中間期変動額合計	△112	58	△40
当中間期末残高	377	508	450
純資産合計			
前期末残高	161,799	146,722	161,799
当中間期変動額			
剰余金の配当	△461	△552	△1,014
中間純利益	3,384	1,794	5,774
自己株式の取得	△26	△8	△175
自己株式の処分	6	1	88
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△9,881	10,241	△19,749
当中間期変動額合計	△6,978	11,476	△15,076
当中間期末残高	154,821	158,199	146,722

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前中間純利益	5,187	3,011	7,331
減価償却費	1,046	1,104	2,156
減損損失	4	25	4
貸倒引当金の増減 (△)	△482	1,411	△9,112
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△9	△6	△2
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	24	△61	△33
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	36	△196	76
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	174	9	206
偶発損失引当金の増減 (△)	57	52	111
資金運用収益	△22,539	△20,438	△44,165
資金調達費用	3,862	2,191	6,655
有価証券関係損益 (△)	678	△102	6,504
為替差損益 (△は益)	△444	1,057	271
固定資産処分損益 (△は益)	120	75	166
貸出金の純増 (△) 減	17,670	79,790	△2,180
預金の純増減 (△)	18,893	△4,384	37,591
譲渡性預金の純増減 (△)	△9,892	26,708	△3,620
借入金の純増減 (△)	△148	△37	△589
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△9	△29,948	△41
コールローン等の純増 (△) 減	14,402	△74,199	107,643
コールマネー等の純増減 (△)	400	△4,500	△291
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△175	△179	104
外国為替 (負債) の純増減 (△)	77	△19	△41
資金運用による収入	22,583	20,934	44,385
資金調達による支出	△3,393	△2,223	△6,337
その他	△3,911	△747	△3,843
小計	44,215	△669	142,949
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△3,995	1,499	△5,700
営業活動によるキャッシュ・フロー	40,219	829	137,248
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	△93,685	△128,752	△200,580
有価証券の売却による収入	13,513	13,961	61,730
有価証券の償還による収入	27,347	41,719	77,453
有形固定資産の取得による支出	△1,242	△1,084	△3,514
有形固定資産の売却による収入	0	—	0
無形固定資産の取得による支出	△474	△2,020	△1,342
無形固定資産の売却による収入	0	0	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△54,540	△76,175	△66,253



(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の
	(自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)		(自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)		連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー					
配当金の支払額		△461		△552	△1,014
少数株主への配当金の支払額		△1		△1	△1
自己株式の取得による支出		△26		△8	△175
自己株式の売却による収入		6		1	88
財務活動によるキャッシュ・フロー		△483		△561	△1,102
現金及び現金同等物に係る換算差額		5		△15	△16
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△14,799		△75,922	69,876
現金及び現金同等物の期首残高		59,142		129,018	59,142
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1	44,342	※1	53,096	※1 129,018

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 5社 山梨中央保証株式会社 山梨中銀リース株式会社 山梨中銀ディーシーカード株式会社 山梨中銀ビジネスサービス株式会社 山梨中銀経営コンサルティング株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 1社 やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 5社 同 左</p> <p>(2) 非連結子会社 1社 同 左</p>	<p>(1) 連結子会社 5社 同 左</p> <p>(2) 非連結子会社 1社 やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同 左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 同 左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同 左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同 左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	すべての連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。	同 左	すべての連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。
4 開示対象特別目的会社に関する事項	—————	—————	—————
5 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同 左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 有形固定資産は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他の有形固定資産 2年～20年</p> <p>また、有形固定資産に計上した連結子会社所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。</p> <p>②無形固定資産 無形固定資産は、定額法を採用しております。</p> <p>また、無形固定資産に計上した連結子会社所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。</p> <p>—————</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同 左</p> <p>②無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同 左</p> <p>③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。</p> <p>なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他の有形固定資産 2年～20年</p> <p>また、有形固定資産に計上した連結子会社所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。</p> <p>②無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同 左</p> <p>③リース資産</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準            当行の貸倒引当金は、            予め定めている償却・引            当基準に則り、次のとお            り計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的            に経営破綻の事実が発            生している債務者(破綻            先)に係る債権及びそれ            と同等の状況にある債務            者(実質破綻先)に係る債            権については、債権額か            ら、担保の処分可能見込            額及び保証による回収可            能見込額を控除し、その            残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻            の状況にないが、今後経            営破綻に陥る可能性が大            きいと認められる債務者            (破綻懸念先)に係る債権            については、債権額か            ら、担保の処分可能見込            額及び保証による回収可            能見込額を控除し、その            残額のうち、債務者の支            払能力を総合的に判断し            必要と認める額を計上し            ております。</p> <p>上記以外の債権(正常            先債権・要注意先債権)            については、過去の一定            期間における貸倒実績か            ら算出した貸倒実績率等            に基づき計上しておりま            す。</p> <p>すべての債権は、資産            の自己査定基準に基づ            き、営業関連部署が資産            査定を実施し、当該部署            から独立した資産監査部            署が査定結果を監査して            おり、その査定結果に基            づいて上記の引当を行っ            ております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当            金も、主として当行と同            一の方法により計上して            おります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(6) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(6) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく中間連結会計期間末現在の要支給額を計上しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく連結会計年度末現在の要支給額を計上しております。</p>
	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たしたため、負債計上を中止し利益計上した預金(睡眠預金)に対し過去の払戻実績に基づいた将来の払戻見込額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>睡眠預金に対する払戻は、前中間連結会計期間は支出時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下半期において引当金を計上する方法に変更いたしました。</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見込額を計上しております。 (追加情報)</p> <p>信用保証協会における責任共有制度(信用保証協会の保証付融資について、信用保証協会と金融機関が責任を共有する制度)が平成19年10月1日から導入されたことに伴い、前連結会計年度から、同制度に基づき将来負担すると見込まれる額を合理的に見積り、計上しております。</p>	<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見込額を計上しております。</p>	<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同 左</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(12) リース取引の処理方法(貸手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>また、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したのとして、リース投資資産に計上する方法によっております。</p>	<p>—————</p>	<p>(12) リース取引の処理方法(貸手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>また、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したのとして、リース投資資産に計上する方法によっております。</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>当該取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、「その他資産」中のリース投資資産として計上しております。</p> <p>これによる損益への影響は軽微であります。</p> <p>セグメント情報に与える影響については、(セグメント情報)に記載しております。</p>		<p>(会計方針の変更)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、当該取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、「その他資産」中のリース投資資産として計上しております。</p> <p>これによる連結貸借対照表及び連結損益計算書への影響は軽微であります。</p> <p>セグメント情報に与える影響については、(セグメント情報)に記載しております。</p>
	<p>—————</p>	<p>(13) リース取引の収益・費用の計上基準</p> <p>ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p>	<p>—————</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認しております。</p>	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p>
	<p>(15) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(15) 消費税等の会計処理</p> <p>同 左</p>	<p>(15) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。</p>
6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同 左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社への出資金160百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は13,446百万円、延滞債権額は62,781百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は140百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,039百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社への出資金141百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は11,301百万円、延滞債権額は54,453百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は484百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,840百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社への出資金144百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は12,302百万円、延滞債権額は52,038百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は382百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,795百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は86,407百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,702百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 291百万円 担保資産に対応する債務 預金 9,704百万円 借入金 50百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券132,445百万円及びその他資産(現金)16百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は287百万円であります。</p> <p>※8 借入金のうち812百万円の担保として、未経過リース期間に係るリース料債権(「その他資産」に含まれるリース投資資産とリース投資資産に係る受取利息相当額の合計額)1,221百万円を供しております。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は68,080百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,670百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 258百万円 担保資産に対応する債務 預金 1,046百万円 借入金 50百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券160,994百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は290百万円であります。</p> <p>※8 借入金のうち674百万円の担保として、未経過リース期間に係るリース契約債権(「その他資産」に含まれるリース投資資産とリース投資資産に係る受取利息相当額の合計額)1,681百万円を供しております。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,518百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,607百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 15,262百万円 その他資産 (現金) 38百万円 担保資産に対応する債務 預金 945百万円 コールマネー 及び売渡手形 11,591百万円 借入金 50百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券156,340百万円及びその他資産(現金)5百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は285百万円であります。</p> <p>※8 借入金のうち691百万円の担保として、未経過リース期間に係るリース契約債権(「その他資産」に含まれるリース投資資産とリース投資資産に係る受取利息相当額の合計額)1,187百万円を供しております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は378,863百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが363,258百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は360,750百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが347,088百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は365,315百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが350,540百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">32,031百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">31,944百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">32,343百万円</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は4,369百万円であります。	※11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,312百万円であります。	※11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は4,314百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 「その他経常収益」には、株式等売却益227百万円を含んでおります。	※1 「その他経常収益」には、株式等売却益610百万円を含んでおります。	※1 「その他経常収益」には、株式等売却益1,406百万円を含んでおります。
※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,371百万円及び株式等償却695百万円を含んでおります。	※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,683百万円を含んでおります。	※2 「その他業務費用」には、国債等債券売却損2,870百万円、国債等債券償却1,910百万円を含んでおります。 ※3 「その他の経常費用」には、株式等償却3,711百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	189,915	—	—	189,915	
自己株式					
普通株式	5,450	45	10	5,485	(注)

(注) 当中間連結会計期間中の変動事由は、単元未満株式の買取請求による増加及び買増請求による減少であります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	461	2.5	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	553	利益剰余金	3.0	平成20年9月30日	平成20年12月8日

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	189,915	—	—	189,915	
自己株式					
普通株式	5,615	16	2	5,629	(注)

(注) 当中間連結会計期間中の変動事由は、単元未満株式の買取請求による増加及び買増請求による減少であります。

## 2 配当に関する事項

### (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	552	3.0	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	552	利益剰余金	3.0	平成21年9月30日	平成21年12月7日

## Ⅲ 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

### 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	189,915	—	—	189,915	
自己株式					
普通株式	5,450	335	170	5,615	(注)

(注) 当連結会計年度中の変動事由は、単元未満株式の買取請求による増加及び買増請求による減少であります。

## 2 配当に関する事項

### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	461	2.5	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	553	3.0	平成20年9月30日	平成20年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	552	利益剰余金	3.0	平成21年3月31日	平成21年6月29日



## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位 百万円)	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位 百万円)	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位 百万円)
平成20年9月30日現在	平成21年9月30日現在	平成21年3月31日現在
現金預け金勘定 44,573	現金預け金勘定 83,306	現金預け金勘定 129,280
日本銀行以外への預け金 △ 230	日本銀行以外への預け金 △ 30,209	日本銀行以外への預け金 △ 261
現金及び現金同等物 44,342	現金及び現金同等物 53,096	現金及び現金同等物 129,018

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	ファイナンス・リース取引 (借手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 1 リース資産の内容 (1) 有形固定資産 主として事務機器等であり ます。 (2) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 2 リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための 基本となる重要な事項「5 会計 処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおり であります。	ファイナンス・リース取引 (借手側) 所有権移転外ファイナンス・リ ース取引 1 リース資産の内容 (1) 有形固定資産 主として事務機器等でありま す。 (2) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 2 リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本 となる重要な事項「5 会計処理 基準に関する事項」の「(4) 減価 償却の方法」に記載のとおりであ ります。
(貸手側) ファイナンス・リース取引 (1) リース投資資産の内訳 リース料債権部分 11,918百万円 見積残存価額部分 一百万円 受取利息相当額 △ 1,404百万円 リース投資資産 10,513百万円 (2) リース投資資産に係るリース 料債権部分の中間連結会計期間 末日後の回収予定額 1年以内 3,923百万円 1年超2年以内 3,129百万円 2年超3年以内 2,313百万円 3年超4年以内 1,504百万円 4年超5年以内 703百万円 5年超 343百万円 合計 11,918百万円	(貸手側) (1) リース投資資産の内訳 リース料債権部分 10,863百万円 見積残存価額部分 一百万円 受取利息相当額 △ 1,240百万円 リース投資資産 9,622百万円 (2) リース投資資産に係るリース 料債権部分の中間連結会計期間 末日後の回収予定額 1年以内 3,707百万円 1年超2年以内 2,904百万円 2年超3年以内 2,083百万円 3年超4年以内 1,265百万円 4年超5年以内 555百万円 5年超 348百万円 合計 10,863百万円	(貸手側) (1) リース投資資産の内訳 リース料債権部分 11,297百万円 見積残存価額部分 一百万円 受取利息相当額 △ 1,317百万円 リース投資資産 9,979百万円 (2) リース投資資産に係るリース 料債権部分の連結会計年度末日 後の回収予定額 1年以内 3,786百万円 1年超2年以内 3,008百万円 2年超3年以内 2,202百万円 3年超4年以内 1,371百万円 4年超5年以内 581百万円 5年超 347百万円 合計 11,297百万円

(有価証券関係)

- ※1 (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間)財務諸表における注記事項として、該当が無い旨記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	996	995	△ 0
合計	996	995	△ 0

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	50,651	73,012	22,361
債券	758,554	759,498	943
国債	357,479	356,935	△ 544
地方債	183,814	184,616	801
社債	217,260	217,946	685
その他	69,138	67,277	△ 1,860
合計	878,345	899,788	21,443

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、686百万円(全額が株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。

- ① 中間連結決算日における当該有価証券の時価の、取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。
- ② 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。
- ③ 下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債券	4,369
その他有価証券	
非上場株式	329
非上場事業債券	100
投資事業有限責任組合出資金	160

## II 当中間連結会計期間末

### 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

### 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	48,219	57,335	9,116
債券	870,496	887,271	16,774
国債	360,813	366,217	5,403
地方債	187,380	191,807	4,427
社債	322,302	329,246	6,943
その他	34,273	33,489	△ 783
合計	952,988	978,096	25,107

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、55百万円(全額が株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。

- ① 中間連結決算日における当該有価証券の時価の、取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。
- ② 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。
- ③ 下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

### 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債券	3,312
その他有価証券	
非上場株式	390
非上場事業債券	50
投資事業有限責任組合出資金	141

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	92	△ 0

#### 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

#### 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	48,235	52,860	4,624	7,927	3,302
債券	785,910	792,467	6,557	9,292	2,735
国債	343,940	346,392	2,452	4,842	2,389
地方債	160,297	161,743	1,445	1,476	30
社債	281,672	284,331	2,658	2,973	314
その他	46,173	43,210	△ 2,962	1,279	4,241
合計	880,318	888,538	8,219	18,499	10,279

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当連結会計年度における減損処理額は、5,613百万円(うち株式3,702百万円、その他1,910百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。

- ① 連結決算日における当該有価証券の時価の、取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。
- ② 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。
- ③ 下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

#### 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	48,878	2,381	2,111

6 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債券	4,314
その他有価証券	
非上場株式	366
非上場事業債券	100
投資事業有限責任組合出資金	144

7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	86,200	370,429	321,211	19,040
国債	43,643	189,633	94,075	19,040
地方債	25,277	68,505	67,960	—
社債	17,279	112,290	159,175	—
その他	—	—	15,584	—
合計	86,200	370,429	336,795	19,040

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

該当ありません。

III 前連結会計年度末

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

### I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	21,443
その他有価証券	21,443
(△)繰延税金負債	6,109
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	15,333
(△)少数株主持分相当額	△ 7
その他有価証券評価差額金	15,341

### II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	25,107
その他有価証券	25,107
(△)繰延税金負債	9,526
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	15,581
(△)少数株主持分相当額	△ 4
その他有価証券評価差額金	15,586

### III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	8,219
その他有価証券	8,219
(△)繰延税金負債	2,823
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,396
(△)少数株主持分相当額	△ 6
その他有価証券評価差額金	5,402

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	293	△ 1	△ 1
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△ 1	△ 1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。



## II 当中間連結会計期間末

### (1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

### (2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	347	3	3
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	3	3

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

### (3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

### (5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

### (6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容

当行は、先物外国為替予約取引を利用しております。また状況に応じて、金利スワップ取引、金利や債券の先物取引及びオプション取引を利用しております。

##### (2) 取引に対する取組方針

当行は、お客さまの多様なニーズにお応えするとともに、金利や為替の変動等によって生じるリスクを回避するために、慎重な姿勢でデリバティブ取引に取組んでおります。また、一部の取引については、当行が規定する一定の契約限度額の範囲内で、トレーディング取引を行っております。なお、仕組みが複雑で投機的な取引は取り扱わない方針であります。

##### (3) 取引の利用目的

当行は、(2)の取組方針に基づき、デリバティブ取引を行っております。

なお、一部のデリバティブ取引についてはヘッジ会計を適用しております。

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したデリバティブ取引は、以下のとおりであります。

##### ① ヘッジ会計の方法

「繰延ヘッジ処理」によっております。

##### ② ヘッジ取引の方針

「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等に準拠する行内基準に基づき、為替変動リスクを減殺することを目的としております。なお、ヘッジ対象及びヘッジ手段は、以下のとおりであります。

- ・ヘッジ対象・・・外貨貸出金、外貨コールローン
- ・ヘッジ手段・・・為替スワップ

##### ③ ヘッジの有効性の評価方法

ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

##### (4) 取引に係るリスクの内容

当行が利用しているデリバティブ取引に内在する代表的なリスクは、信用リスクと市場リスクであります。信用リスクとは、取引先が契約不履行に陥った場合に被る可能性のあるリスクであります。当行では、一定の基準の下で取引先を限定しており、信用リスクの減少に努めております。また、市場リスクとは金利や為替等の変動から被る可能性のあるリスクであります。デリバティブ取引のほとんどがヘッジ目的であるため、大きな損失を被る可能性は少ないと認識しております。

##### (5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の取扱いは、当行のリスク管理基準に基づき、ポジション限度額の設定やロスカットルールの厳正な運用等につとめ、損益に大きな影響を及ぼさないよう強固な管理体制の維持を図っております。

##### (6) その他

「取引の時価等に関する事項」における契約額等は、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量または信用リスク量を示すものではありません。

なお、連結子会社は、デリバティブ取引を行っておりません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	184	—	△ 6	△ 6
	買建	259	—	6	6
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)  
該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)  
該当ありません。

III 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)  
該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	26,626	2,832	432	29,892	—	29,892
(2) セグメント間の 内部経常収益	179	513	196	890	(890)	—
計	26,805	3,346	629	30,782	(890)	29,892
経常費用	21,520	3,545	621	25,686	(1,096)	24,590
経常利益(△は経常損失)	5,285	△ 198	8	5,095	206	5,301

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業・・・銀行業

(2) リース業・・・リース業

(3) その他の事業・・・クレジットカード業、ベンチャーキャピタル業、コンサルティング業

3 会計方針の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」5 (12)に記載のとおり、当中間連結会計期間から、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 同前)を適用しております。

これによる損益への影響は軽微であります。

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	25,438	2,785	404	28,628	—	28,628
(2) セグメント間の 内部経常収益	157	308	187	653	(653)	—
計	25,596	3,093	592	29,282	(653)	28,628
経常費用	22,613	2,987	572	26,173	(632)	25,541
経常利益	2,983	105	19	3,108	(21)	3,087

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・銀行業
- (2) リース業・・・リース業
- (3) その他の事業・・・クレジットカード業、ベンチャーキャピタル業、コンサルティング業

III 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	53,651	5,817	865	60,333	—	60,333
(2) セグメント間の 内部経常収益	347	989	389	1,726	(1,726)	—
計	53,998	6,807	1,254	62,060	(1,726)	60,333
経常費用	47,539	6,641	1,177	55,358	(2,407)	52,950
経常利益	6,458	165	77	6,701	681	7,383

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・銀行業
- (2) リース業・・・リース業
- (3) その他の事業・・・クレジットカード業、ベンチャーキャピタル業、コンサルティング業

3 会計方針の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」5(12)に記載のとおり、当連結会計年度から「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 同前)を適用しております。

これにより、従来の方法によった場合に比べ、「銀行業」の資産は1,467百万円増加、減価償却費は97百万円増加、資本的支出は1,632百万円増加しております。経常損益に与える影響は軽微であります。

また、「リース業」の経常費用は118百万円減少、経常利益は同額増加、減価償却費は3,912百万円減少、資本的支出は3,977百万円減少しております。資産に与える影響は軽微であります。

「その他の事業」に与える影響はありません。

**【所在地別セグメント情報】**

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び海外支店を有していないため、所在地別セグメント情報は、前中間連結会計期間、当中間連結会計期間、前連結会計年度とも記載しておりません。

**【国際業務経常収益】**

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益は前中間連結会計期間、当中間連結会計期間、前連結会計年度とも記載を省略しております。

(企業結合等関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)  
該当ありません。
  
- II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)  
該当ありません。
  
- III 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)  
該当ありません。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	837.41	855.68	793.66
1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	18.35	9.73	31.31

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
中間(当期)純利益	百万円	3,384	1,794	5,774
普通株主に 帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	3,384	1,794	5,774
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	184,447	184,291	184,387

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の 合計額	百万円	154,821	158,199	146,722
純資産の部の 合計額から 控除する金額	百万円	377	508	450
うち少数株主 持分	百万円	377	508	450
普通株式に係る 中間期末(期末)の 純資産額	百万円	154,443	157,690	146,272
1株当たり純資産 額の算定に用いら れた中間期末(期 末)の普通株式の 数	千株	184,429	184,285	184,299

## (重要な後発事象)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当ありません。

III 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当ありません。

## 2 【その他】

### 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
経常収益	14,455	13,981
資金運用収益	11,079	9,995
(うち貸出金利息)	7,940	7,104
(うち有価証券利息配当金)	2,766	2,807
役務取引等収益	1,909	1,902
その他業務収益	1,419	1,526
その他経常収益	47	557
経常費用	13,772	13,633
資金調達費用	1,968	1,071
(うち預金利息)	1,534	914
役務取引等費用	428	430
その他業務費用	1,698	1,368
営業経費	6,974	7,411
その他経常費用	2,701 ※1	3,352
経常利益	683	348
特別利益	3	5
償却債権取立益	3	5
その他	0	—
特別損失	118	33
固定資産処分損	116	13
減損損失	1	19
税金等調整前四半期純利益	569	321
法人税、住民税及び事業税	446	272
法人税等調整額	△ 170	△ 341
法人税等合計	276	△ 68
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△ 130	14
四半期純利益	422	375

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
—————	※1 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,730百万円を含んでおります。



3 【中間財務諸表】  
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期末 (平成20年 9月30日)	当中間会計期末 (平成21年 9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年 3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	44,569	83,303	129,277
コールローン	89,093	76,254	2,017
買入金銭債権	13,500	7,279	7,412
商品有価証券	142	22	92
有価証券	※1, ※7, ※10 906,068	※1, ※7, ※10 982,198	※1, ※7, ※10 894,711
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,524,658	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,464,442	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,543,405
外国為替	※6 641	※6 540	※6 361
その他資産	※7 8,449	※7 8,609	※7 10,372
有形固定資産	※9 25,373	※9 26,683	※9 26,750
無形固定資産	1,753	4,436	2,525
繰延税金資産	6,214	1,460	8,489
支払承諾見返	10,175	8,847	9,883
貸倒引当金	△37,508	△29,385	△28,475
<b>資産の部合計</b>	<b>2,593,131</b>	<b>2,634,692</b>	<b>2,606,822</b>
<b>負債の部</b>			
預金	※7 2,282,056	※7 2,296,275	※7 2,300,516
譲渡性預金	109,685	142,665	115,956
コールマネー	12,283	7,090	※7 11,591
外国為替	217	78	98
その他負債	15,868	14,196	13,779
未払法人税等	1,661	835	77
リース債務	377	2,327	1,556
その他の負債	13,828	11,033	12,145
役員賞与引当金	15	15	22
退職給付引当金	7,199	7,080	7,141
役員退職慰労引当金	567	412	605
睡眠預金払戻損失引当金	323	365	355
偶発損失引当金	166	273	220
支払承諾	10,175	8,847	9,883
<b>負債の部合計</b>	<b>2,438,559</b>	<b>2,477,299</b>	<b>2,460,170</b>

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部			
資本金	15,400	15,400	15,400
資本剰余金	8,295	8,307	8,307
資本準備金	8,287	8,287	8,287
その他資本剰余金	8	19	19
利益剰余金	117,955	120,616	120,046
利益準備金	9,405	9,405	9,405
その他利益剰余金	108,550	111,211	110,641
固定資産圧縮積立金	101	101	101
別途積立金	102,801	107,801	102,801
繰越利益剰余金	5,647	3,309	7,738
自己株式	△2,419	△2,504	△2,497
株主資本合計	139,231	141,819	141,256
その他有価証券評価差額金	15,339	15,574	5,396
繰延ヘッジ損益	1	△0	△0
評価・換算差額等合計	15,341	15,573	5,396
純資産の部合計	154,572	157,393	146,652
負債及び純資産の部合計	2,593,131	2,634,692	2,606,822

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
経常収益	26,648	25,470	53,710
資金運用収益	22,600	20,497	44,289
(うち貸出金利息)	15,911	14,334	31,536
(うち有価証券利息配当金)	5,955	6,030	11,880
役務取引等収益	3,375	3,304	6,452
その他業務収益	184	175	1,159
その他経常収益	488	1,493	※2 1,808
経常費用	21,264	23,128	47,646
資金調達費用	3,855	2,209	6,651
(うち預金利息)	3,014	1,881	5,391
役務取引等費用	1,084	1,071	2,166
その他業務費用	316	535	※3 4,780
営業経費	※1 13,712	※1 14,388	27,870
その他経常費用	※1, ※4 2,296	※1, ※4 4,924	※4 6,177
経常利益	5,384	2,341	6,063
特別利益	9	23	1,403
収用補償金	5	15	40
償却債権取立益	3	8	21
貸倒引当金戻入益	—	—	1,341
固定資産処分益	0	—	0
特別損失	124	101	170
固定資産処分損	120	75	166
減損損失	4	25	4
税引前中間純利益	5,268	2,263	7,296
法人税、住民税及び事業税	1,673	800	42
法人税等調整額	217	340	1,232
法人税等合計	1,891	1,140	1,274
中間純利益	3,377	1,123	6,021

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
<b>株主資本</b>			
資本金			
前期末残高	15,400	15,400	15,400
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	15,400	15,400	15,400
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	8,287	8,287	8,287
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	8,287	8,287	8,287
その他資本剰余金			
前期末残高	6	19	6
当中間期変動額			
自己株式の処分	1	0	12
当中間期変動額合計	1	0	12
当中間期末残高	8	19	19
資本剰余金合計			
前期末残高	8,294	8,307	8,294
当中間期変動額			
自己株式の処分	1	0	12
当中間期変動額合計	1	0	12
当中間期末残高	8,295	8,307	8,307
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	9,405	9,405	9,405
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	9,405	9,405	9,405
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金			
前期末残高	101	101	101
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	101	101	101
別途積立金			
前期末残高	99,101	102,801	99,101
当中間期変動額			
別途積立金の積立	3,700	5,000	3,700
当中間期変動額合計	3,700	5,000	3,700
当中間期末残高	102,801	107,801	102,801

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	6,431	7,738	6,431
当中間期変動額			
剰余金の配当	△461	△552	△1,014
別途積立金の積立	△3,700	△5,000	△3,700
中間純利益	3,377	1,123	6,021
当中間期変動額合計	△783	△4,429	1,307
当中間期末残高	5,647	3,309	7,738
<b>利益剰余金合計</b>			
前期末残高	115,039	120,046	115,039
当中間期変動額			
剰余金の配当	△461	△552	△1,014
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益	3,377	1,123	6,021
当中間期変動額合計	2,916	570	5,007
当中間期末残高	117,955	120,616	120,046
<b>自己株式</b>			
前期末残高	△2,397	△2,497	△2,397
当中間期変動額			
自己株式の取得	△26	△8	△175
自己株式の処分	4	1	75
当中間期変動額合計	△22	△7	△99
当中間期末残高	△2,419	△2,504	△2,497
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	136,335	141,256	136,335
当中間期変動額			
剰余金の配当	△461	△552	△1,014
中間純利益	3,377	1,123	6,021
自己株式の取得	△26	△8	△175
自己株式の処分	6	1	88
当中間期変動額合計	2,895	563	4,920
当中間期末残高	139,231	141,819	141,256

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	25,086	5,396	25,086
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△9,746	10,178	△19,690
当中間期変動額合計	△9,746	10,178	△19,690
当中間期末残高	15,339	15,574	5,396
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△0	△0	△0
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2	△0	0
当中間期変動額合計	2	△0	0
当中間期末残高	1	△0	△0
評価・換算差額等合計			
前期末残高	25,085	5,396	25,085
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△9,744	10,177	△19,689
当中間期変動額合計	△9,744	10,177	△19,689
当中間期末残高	15,341	15,573	5,396
純資産合計			
前期末残高	161,421	146,652	161,421
当中間期変動額			
剰余金の配当	△461	△552	△1,014
中間純利益	3,377	1,123	6,021
自己株式の取得	△26	△8	△175
自己株式の処分	6	1	88
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△9,744	10,177	△19,689
当中間期変動額合計	△6,849	10,741	△14,769
当中間期末残高	154,572	157,393	146,652

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同 左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他の有形固定資産 2年～20年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他の有形固定資産 2年～20年

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法を採用しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。 なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	(3) リース資産 同 左	(3) リース資産 同 左



	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権(正常先債権・要注意先債権)については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 役員賞与引当金  同 左	(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理	(3) 退職給付引当金  同 左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく中間会計期間末現在の要支給額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金  同 左	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末現在の要支給額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たしたため、負債計上を中止し利益計上した預金(睡眠預金)に対し過去の払戻実績に基づいた将来の払戻見込額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>睡眠預金に対する払戻は、前中間会計期間は支出時の費用として処理しておりましたが、前事業年度の下半期において引当金を計上する方法に変更いたしました。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>同 左</p>
	<p>(6) 偶発損失引当金</p> <p>偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見込額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>信用保証協会における責任共有制度(信用保証協会の保証付融資について、信用保証協会と金融機関が責任を共有する制度)が平成19年10月1日から導入されたことに伴い、前事業年度から、同制度に基づき将来負担すると見込まれる額を合理的に見積り、計上しております。</p>	<p>(6) 偶発損失引当金</p> <p>偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見込額を計上しております。</p>	<p>(6) 偶発損失引当金</p> <p>同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は298百万円、「無形固定資産」中のリース資産は57百万円、「その他負債」中のリース債務は377百万円増加しております。</p> <p>なお、損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は1,361百万円、「無形固定資産」中のリース資産は105百万円、「その他負債」中のリース債務は1,556百万円増加しております。</p> <p>なお、損益に与える影響は軽微であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認しております。</p>	<p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同 左	<p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号 平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>	—

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年 9月30日)	前事業年度末 (平成21年 3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 1,781百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は13,257百万円、延滞債権額は60,983百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は140百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,039百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 569百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は10,984百万円、延滞債権額は52,794百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は484百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,840百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 1,655百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は12,052百万円、延滞債権額は50,277百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は382百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,795百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は84,421百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,702百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 241百万円 担保資産に対応する債務 預金 9,704百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券132,445百万円及びその他資産(現金)16百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は287百万円あります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,103百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,670百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 208百万円 担保資産に対応する債務 預金 1,046百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券160,994百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は290百万円あります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は65,508百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,607百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 15,212百万円 その他資産 38百万円 (現金) 担保資産に対応する債務 預金 945百万円 コールマネー 11,591百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券156,340百万円及びその他資産(現金)5百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は285百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は306,362百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが290,757百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 30,070百万円</p> <p>※10 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は4,369百万円であります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は289,919百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが276,257百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 30,606百万円</p> <p>※10 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,312百万円であります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は293,353百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが278,578百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 30,594百万円</p> <p>※10 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は4,314百万円であります。</p>



(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 631百万円 無形固定資産 2百万円 _____ _____	※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 902百万円 無形固定資産 38百万円 _____ _____	_____ ※2 「その他経常収益」には、株式等売却益1,397百万円を含んでおります。 ※3 「その他業務費用」には、国債等債券売却損2,870百万円、国債等債券償却1,910百万円を含んでおります。 ※4 「その他経常費用」には、株式等償却3,985百万円を含んでおります。
※4 「その他経常費用」には、株式等償却905百万円及び貸倒引当金繰入額719百万円を含んでおります。	※4 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,886百万円及び株式等償却1,141百万円を含んでおります。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	5,450	45	10	5,485	(注)

(注) 当中間会計期間中の変動事由は、単元未満株式の買取請求による増加及び買増請求による減少であります。

II 当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	5,615	16	2	5,629	(注)

(注) 当中間会計期間中の変動事由は、単元未満株式の買取請求による増加及び買増請求による減少であります。

III 前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	5,450	335	170	5,615	(注)

(注) 当事業年度中の変動事由は、単元未満株式の買取請求による増加及び買増請求による減少であります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>ファイナンス・リース取引</p> <p>1 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>① 有形固定資産 主として事務機器等でありま す。</p> <p>② 無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基 本となる重要な事項「4 固定 資産の減価償却の方法」に記載 のとおりであります。</p> <p>2 通常の賃貸借取引に係る方法に 準じて会計処理を行っている所有 権移転外ファイナンス・リース取 引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び中間会計 期間末残高相当額 取得価額相当額</p> <p>有形固定資産 無形固定資産 合計</p> <p>3,233百万円 345百万円 3,579百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>有形固定資産 無形固定資産 合計</p> <p>1,854百万円 151百万円 2,005百万円</p> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <p>有形固定資産 無形固定資産 合計</p> <p>1,379百万円 194百万円 1,573百万円</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残 高相当額</p> <p>1年内 1年超 合計</p> <p>670百万円 982百万円 1,653百万円</p> <p>・支払リース料、減価償却費相当額 及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 407百万円 減価償却費相当額 360百万円 支払利息相当額 46百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。</p>	<p>ファイナンス・リース取引</p> <p>1 所有権移転外ファイナンス・リ ース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>① 有形固定資産 主として事務機器等でありま す。</p> <p>② 無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基 本となる重要な事項「4 固定 資産の減価償却の方法」に記載 のとおりであります。</p> <p>2 通常の賃貸借取引に係る方法に 準じて会計処理を行っている所有 権移転外ファイナンス・リース取 引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び中間会計 期間末残高相当額 取得価額相当額</p> <p>有形固定資産 無形固定資産 合計</p> <p>779百万円 193百万円 973百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>有形固定資産 無形固定資産 合計</p> <p>399百万円 94百万円 493百万円</p> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <p>有形固定資産 無形固定資産 合計</p> <p>380百万円 99百万円 480百万円</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残 高相当額</p> <p>1年内 1年超 合計</p> <p>183百万円 323百万円 506百万円</p> <p>・支払リース料、減価償却費相当額 及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 128百万円 減価償却費相当額 112百万円 支払利息相当額 14百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。</p>	<p>ファイナンス・リース取引</p> <p>1 所有権移転外ファイナンス・リ ース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>① 有形固定資産 主として事務機器等でありま す。</p> <p>② 無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4 固定資 産の減価償却の方法」に記載の とおりであります。</p> <p>2 通常の賃貸借取引に係る方法に 準じて会計処理を行っている所有 権移転外ファイナンス・リース取 引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び期末残高 相当額 取得価額相当額</p> <p>有形固定資産 無形固定資産 合計</p> <p>964百万円 211百万円 1,175百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>有形固定資産 無形固定資産 合計</p> <p>491百万円 91百万円 583百万円</p> <p>期末残高相当額</p> <p>有形固定資産 無形固定資産 合計</p> <p>472百万円 119百万円 592百万円</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 1年超 合計</p> <p>209百万円 410百万円 620百万円</p> <p>・支払リース料、減価償却費相当額 及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 693百万円 減価償却費相当額 538百万円 支払利息相当額 65百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。</p>

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>・利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	<p>・利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	<p>・利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(1株当たり情報)

		前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	838.11	854.07	795.72
1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	18.31	6.09	32.65

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
中間(当期)純利益	百万円	3,377	1,123	6,021
普通株主に 帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	3,377	1,123	6,021
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	184,447	184,291	184,387

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の 合計額	百万円	154,572	157,393	146,652
純資産の部の 合計額から 控除する金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間期末(期末)の 純資産額	百万円	154,572	157,393	146,652
1株当たり純資産 額の算定に用いら れた中間期末(期 末)の普通株式の 数	千株	184,429	184,285	184,299

(重要な後発事象)

- I 前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)  
該当ありません。
- II 当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)  
該当ありません。
- III 前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)  
該当ありません。

#### 4 【その他】

##### 中間配当

平成21年11月13日開催の取締役会において、第107期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当による配当金の総額	552百万円
1株当たりの金額	3円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成21年12月7日

(注) 平成21年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、支払を行う。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月19日

株式会社 山梨中央銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 野中 俊 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山梨中央銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。





# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月18日

株式会社 山梨中央銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 中 俊 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山梨中央銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月19日

株式会社 山梨中央銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 野中 俊 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山梨中央銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第106期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月18日

株式会社 山梨中央銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 中 俊 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山梨中央銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第107期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年11月24日

**【会社名】** 株式会社 山梨中央銀行

**【英訳名】** The Yamanashi Chuo Bank, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役頭取 芦澤敏久

**【最高財務責任者の役職氏名】** ー

**【本店の所在の場所】** 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社 山梨中央銀行東京支店  
(東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)



## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行代表取締役頭取 芦澤敏久は、当行の第107期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

